

令和6年度港区保育施設等指導検査等実施方針

1 基本方針

区では、保育施設等を実地において検査する指導検査を通して、施設、事業所の運営が関係法令等に照らして適正に行われているか個別的に詳らかにすること、必要に応じて実施する集団指導を通して関係法令等の周知徹底を図ることにより、各保育施設においてそれぞれの基準に基づいた適正な運営がなされ、保護者が安心して子どもを預けられる環境を確保していきます。

なお、施設、事業所が重大な法令・基準違反や、不適切なサービスの提供の疑いがある場合には、子どもの権利を擁護し、利用者の信頼を維持するために速やかに特別指導検査等を実施し、関係機関と連携を図りながら必要な是正を求めます。

さらに、指導検査の実施結果については、ホームページ等を通じて公表することにより保育等の質の向上を図るとともに、区民・利用者への情報提供を進めていきます。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員の配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 安全計画を適切に策定・周知し児童の安全確保に努めているか。
- (イ) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。
- (ウ) 業務継続計画(BCP)の策定をしているか。

ウ 職員の研修について(知識及び技能の習得)

- (ア) 必要な知識や技術が習得できる体制が確保されているか。
- (イ) 職員の能力に応じた具体的内容をもった研修計画が立てられているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

(ウ) 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応のための取組を行っているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥、窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動、水遊び、園外保育時等の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 感染症(特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O-157、ノロウイルス)及び食中毒の予防対策が徹底されているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明し得るものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

(ウ) 預金通帳の管理など内部牽制体制が確保されているか。

(エ) 適切な会計処理が行われているか。

※区立直営園、指定管理園、乳幼児一時預かり事業は除く

3 特別指導検査の重点項目

(1)運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2)保育内容関係

保育内容は、通所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3)会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1)対象施設

ア 認可保育園(保育所型認定こども園を含む)

イ 地域型保育事業所

ウ 乳幼児一時預かり事業

(2)実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施します。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施します。

(ウ) 検査体制

1検査当たりの検査員は、2人以上とします。

(エ) 実施通知

港区保育所等指導検査実施要綱(平成27年9月14日付27港子字第4265号)第11条の規定に基づき通知します。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象については、別に定めます。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施します。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施します。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施します。

(ウ) 検査体制

1検査当たりの検査員は、2人以上とします。

(エ) 実施通知

港区保育所等指導検査実施要綱第13条の規定に基づき通知します。

ウ 集団指導

(ア) 実施方法

保育の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方法により行います。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めます。

(イ) 実施単位

対象施設区分ごとに実施します。

(ウ) 実施通知

あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該施設の設置者等に通知します。

(3)選定方針

ア 選定時点

原則として、令和6年4月1日時点で現存する施設とします。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とします。

イ 選定方法

一般指導検査は原則として、一定の周期で計画的に行われるよう施設の選定を行うものとしますが、下記の施設についても考慮の上決定します。

(ア) 過去の一般指導検査及び特別指導検査等(以下「指導検査等」という。)において、指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 新規に開設された施設

(エ) 相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設

(オ) 財務分析結果等の課題のある事業者が運営する施設

(カ) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設

(キ) 施設等に関する調査書が提出されていない施設

- (ク) 新たに指定管理者制度が導入された施設
- (ケ) その他指導検査の実施が必要と判断される施設

5 関係団体への情報提供

施設、事業所等が、法令に違反し、又は運営が著しく適正を欠くために、施設等の経営に著しく支障を及ぼしている場合や、そのおそれがある場合は、指導検査の結果を東京都及び関係部署に提供することにより、情報の共有化及び指導検査等の効率化を図ります。

6 関係団体等との連携

区が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、保健福祉課が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行います。また、当該社会福祉法人及び同法人が運営する施設の指導検査結果等については、子ども政策課と保健福祉課が相互に、必要な情報の交換を行います。